



# 「徳島教育大綱」の素案及び 「徳島県教育振興計画（第4期）」の中間とりまとめ について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、令和8年度までの4年間の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な方針を示す次期「徳島教育大綱」の素案を作成し、あわせて県教育委員会において、大綱の行動計画として、具体的な施策や成果目標を示す「徳島県教育振興計画（第4期）」の中間取りまとめを作成しました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、さらによりよい大綱及び計画にしたいと考えていますので、ぜひあなたのご意見をお聞かせください。

## 1 ご意見の募集期間

令和5年12月5日（火）～ 令和6年1月4日（木）

## 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

### ① ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)

### ② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

### ③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

### ④ 持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び

12月29日から翌年の1月3日までを除く）



## 3 お問い合わせ先

（内容（大綱）について）徳島県 政策創造部 総合政策課 調整担当

電話:088-621-2197 FAX:088-621-2830 メールアドレス:sougouseisakuka@pref.tokushima.jp

（内容（計画）について）徳島県教育委員会 教育創生課 高校魅力化担当

電話:088-621-3154 FAX:088-621-2880 メールアドレス:kyouikusouseika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話:088-621-2255 FAX:088-621-2862 メールアドレス:fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室（パブリックコメント）

行



### Q1 「徳島教育大綱」とはどのようなものですか？

本県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となるものです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により全ての地方公共団体に大綱の策定が義務づけられており、策定に当たっては、地方公共団体の長（知事）と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議を行うこととされています。



### Q2 「徳島県教育振興計画」とはどのような計画ですか？

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「徳島教育大綱」の行動計画として位置付けています。

このたび、令和8年度までの4年間の本県教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、前計画の成果と課題を踏まえつつ、大綱で明確にされる本県教育の基本方針に基づき「第4期計画」を策定します。



### Q3 どんな意見を出せばいいのですか？

別添の資料でお示しした内容に対して、ご意見やご提案をお寄せください。



### Q4 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、十分検討させていただき、大綱及び計画の策定の参考とさせていただきます。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。